



いま、マイナンバーカードでできること

東川町のマイナンバーカードの申請件数は3,252件、交付枚数は2,327件と増加しています。（5月9日現在）

マイナンバーカードは写真付きの身分証明書としての利用や、ICチップ内の電子証明書（「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」）を利用した確定申告、住宅ローンの契約手続きや証券口座開設などでの活用が進んでいます。

今回は、マイナンバーカードを利用した転出・転入手続きについてご紹介します。



マイナンバーカードを利用した転出・転入手続き

マイナンバーカードをお持ちの方は、カードを利用した手続きが可能です。
この場合、転出証明書は発行されず、ICチップに情報が搭載されます。（転出届、転入届の特例）

【利用できる方】

マイナンバーカードの交付を受けている方、および同一世帯で共に他の市町村に引越す方

【手続きの手順】

① 転出手続き

- ・窓口で…税務定住課窓口で住民異動届（転出）に必要事項を記入
- ・郵送で…「転出届（郵送用）」の様式（東川町HPに掲載）、または任意の用紙に必要事項を記入し税務定住課へ郵送

※本人確認書類（マイナンバーカードなど）の写しを添付してください。

※転出の処理が終わるとICチップに情報が搭載されます。

役場から処理完了の旨をご連絡しますので、その後に転入手続きを行ってください。

② 転入手続き

マイナンバーカードを持参して、転入先の市区町村窓口で転入手続きをしてください。

- ・転入届は新しい住所に住み始めてから14日以内に手続きしてください。
- ・住民基本台帳用（4桁）の暗証番号を入力する必要があります。
- ・詳しくは転入先の市区町村にお問合せください。
- ・転出予定日から30日、または新住所地に住み始めた日から14日を超えた場合は、マイナンバーカードを利用した転入はできません。

●ご注意!●

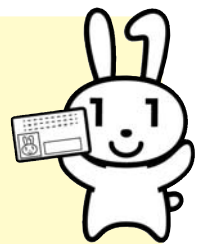
- ・マイナンバーカードを転入先で引き続き利用するためには、継続利用の手続きが必要です。転入の届出から90日以内に継続利用の手続きをしてください。

●本格的な健康保険証としての利用開始は、10月頃からとなりました。

●マイナンバーカードは、申請からお受取りまで約1カ月かかります。

●【マイナポイントに】今年4月末までにカードを申請した方は、マイナポイントの対象となります。カード受取後、マイナポイントを申し込み、9月末までにチャージまたはお買い物をする事で、上限5,000円分のポイントを受け取ることができます。

●窓口混雑時はカードの交付にお時間がかかります。余裕をもってご来庁ください。



【お問い合わせ】 税務定住課 住民室 ☎82-2111（内線112）